

令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名

新潟県

市町村名

新潟市

地方公共団体コード	1	5	1	0	0	9 ⁶
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別コード	特定市・・・・・・1					
コ一ド	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13				16	(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総 数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個 人	9 0 1 0	12 9,794	21 7,936	30 1,858	38
法 人	0 2 0	18,485	9,297	9,188	
合 計	0 3 0	28,279	17,233	11,046	

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 0 8

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4) (千円)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)(千円)	(イ)以外のもの(ロ)(千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 139,116,047	25 134,721,024	38 3,341,267	51 131,379,757 63
	機械及び装置	0 2 0	242,155,439	228,244,856	8,006,016	220,238,840
	船舶	0 3 0	2,782,941	1,733,086	842,397	890,689
	航空機	0 4 0	166,076	161,017	10,118	150,899
	車両及び運搬具	0 5 0	4,498,710	4,498,710	0	4,498,710
	工具、器具及び備品	0 6 0	81,932,175	81,331,226	326,378	81,004,848
	小計(ハ)	0 7 0	470,651,388	450,689,919	12,526,176	438,163,743
法第十九条第三百八十八項	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	140,185,843	131,093,238		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	1,408,390	478,593		
	小計(ニ)	1 0 0	141,594,233	131,571,831		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		1 2 0	612,245,621	582,261,750		
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		582,261,750		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4) (イ)以外のもの(口) (千円)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 5,017,624	25 5,016,133	38 0	51 5,016,133 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	2,253,954	2,222,559	3,358	2,219,201
	船舶	0 3 0	404	202	202	0
	航空機	0 4 0	593	593	0	593
	車両及び運搬具	0 5 0	13,326	13,326	0	13,326
	工具、器具及び備品	0 6 0	2,907,535	2,891,060	5,421	2,885,639
	小計(ハ)	0 7 0	10,193,436	10,143,873	8,981	10,134,892
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	1 2 0	10,193,436	10,143,873			
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		10,143,873		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 2 8

第72表 償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4) (イ)以外のもの(口) (千円)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 134,098,423	25 129,704,891	38 3,341,267	51 126,363,624
	機械及び装置	0 2 0	239,901,485	226,022,297	8,002,658	218,019,639
	船舶	0 3 0	2,782,537	1,732,884	842,195	890,689
	航空機	0 4 0	165,483	160,424	10,118	150,306
	車両及び運搬具	0 5 0	4,485,384	4,485,384	0	4,485,384
	工具、器具及び備品	0 6 0	79,024,640	78,440,166	320,957	78,119,209
	小計(ハ)	0 7 0	460,457,952	440,546,046	12,517,195	428,028,851
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	140,185,843	131,093,238		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	1,408,390	478,593		
	小計(ニ)	1 0 0	141,594,233	131,571,831		
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		1 2 0	602,052,185	572,117,877		
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		572,117,877		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	
				(A)	(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25	27	29	
		0 2 0		1	3		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		1	6		
		0 5 0	6,018,008	1	3	2,006,002	
	(新線立体交差化施設)	0 6 0	2,969,570	2	3	1,979,713	
		0 7 0		1	2		
		0 8 0	311,187	1	6	51,864	
		0 9 0		1	4		
		1 0 0	1,581,065	1	2	790,533	
	第2項 (ガス事業用資産)	1 1 0		1	6		
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	1 2 0		1	5		
	第4項 (外航船舶)	1 3 0		1	10		
	(準外航船舶)	1 4 0		2	15		
	第5項 (内航船舶)	1 5 0		1	3		
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 6 0		2	3		
	第7項 (国際路線用航空機)	1 7 0		1	4		
	第8項 (離島路線用航空機)	1 8 0	1,225,754	1	2	612,877	
	(小型離島航空機)	1 9 0	5,169	1	3	1,723	
	第9項 (日本放送協会)	2 0 0		2	3		
	第10項 (日本原子力開発機構)	2 1 0		1	6		
	第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 2 0		1	3		

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準(B) の特例率(C)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(1)	(2)		
				(B)	(C)		
第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25	27	6	29
	②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18		
		2 5 0		1	9		
	③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36		
		2 7 0		1	18		
	④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10		
第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3		
		3 0 0		5	6		
		3 1 0		1	6		
		3 2 0		1	3		
第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3		
		3 4 0		2	3		
第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3		
		3 6 0		2	3		
第 17 項	(水資源機構)	3 7 0		1	2		
		3 8 0		3	4		
第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4		
	②(新線構築物)	4 0 0		1	12		
		4 1 0		1	6		
	③(新線立体交差化施設)	4 2 0		1	24		
		4 3 0		1	12		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 0		1	6		
		4 5 0		5	24		
		4 6 0		1	24		
		4 7 0		1	12		
	⑤(変・送電用資産)	4 8 0		3	20		

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
			(B)	(C)	課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	課 税 標 準 (B) (A) × (B) (D)	課 税 標 準 額 (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エリギー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12		25	27	29	
		5 0 0			1	3		
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0			2	3		
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0			1	2		
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0			3	5		
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0			3	5		
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0			1	2		
	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0			4	5		
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0			1	3		
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0			1	3		
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0			1	3		
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0			1	2		
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0	5,813		1	3	1,938	
		6 2 0			2	3		
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0			1	2		
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0			1	3		
		6 5 0			2	3		
	第 33 項 (世界遺産)	6 6 0			1	3		
法第349条の3の4	(被災代替償却資産)	6 7 0	27,303		1	2	13,652	
	合 計	6 8 0	12,143,869	-	-	-	5,458,302	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	(1) 決定価格		課税標準(B)		(4) 課税標準額	
			(A)	(千円)	(B)		(C)	(D)
					(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第1項 (送電用資産・電気事業用) (変電所・電気事業用)	9 0 1 0	12		25	27	29	
		0 2 0			1	3		
		0 3 0			2	3		
		0 4 0			3	5		
		0 5 0			3	4		
		0 6 0			2	3		
		0 7 0			5	6		
		0 8 0			-	-		
		0 9 0			1	3		
		1 0 0			2	3		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第2項 (ガス事業用資産) 旧 第13項 (立体交差化施設) 旧 第18項 (熱供給事業用資産) 旧 第19項 (地下道又は跨線道路橋) 旧 第21項 (車庫構築物・立体交差化施設) 旧 第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構) 旧 第24項 (特定鉄道路線構築物) 旧 第25項 (日本電気計器検定所)	1 1 0			1	2		
		1 2 0			1	3		
		1 3 0			1	6		
		1 4 0			1	3		
		1 5 0			1	2		
		1 6 0			1	3		
		1 7 0			1	6		
		1 8 0			1	2		
		1 9 0			1	3		
		2 0 0			1	6		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第27項 (小型船舶検査機構) 旧 第28項 (軽自動車検査協会) 旧 第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 1 0			1	2		
		2 2 0			1	3		
		2 3 0			1	6		
		2 4 0	97		1	2	49	
		2 5 0	95		1	3	32	
		2 6 0	12		1	6	2	
		2 7 0	11		1	3	4	
		2 8 0	15		1	6	3	

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			課税標準(B) の特例率(C)		(B)		(C)		課税標準額(D) (A) × (B) (C) (千円)	
			9 2 3 3	9 0 1 2	12	25 1 1 1	27 2 6 3	29		
法第 三百四十九 条の三	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	9 2 3 3	9 0 1 2	0	12	25 1 1 1	27 2 6 3	29		
	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 3	2 3	0			1	3		
	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 3	4 5	0			1	2		
	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 3 3	5 6 7	0			2	3		
							1	2		
							1	6		
	合 計	3 3 3	8 8 8	0	230	-	-	-	90	

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) (B) (C)	(3) (D)	(4)		
				(B)	(C)			(A) × (B)	(C) (千円)	
法附則第十五条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12		25	27	2	29	
			0 2 0			3	4			
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 3 0		386,110	1	2		193,055	
			0 4 0			2	3			
			0 5 0		3,618,143	1	3		1,206,047	
			0 6 0			3	4			
			0 7 0		1,230,601	1	6		205,100	
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 8 0		4,754,264	1	2		2,370,270	
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 9 0			4	5			
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 0 0			1	2			
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0			1	2			
第3項(国内路線用航空機)			1 2 0			2	5			
			1 3 0			1	4			
			1 4 0			3	8			
			1 5 0		15,177	2	3		10,118	
	第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0			2	3			
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0			2	3			
	第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0			2	3			
第7項(低公害車燃料等供給施設)			1 9 0			1	2			
			2 0 0			3	4			
			2 1 0			5	6			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (D)	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	9 2 2 0	12	25	1	18	
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0			1	36	
	第 9 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0			1	2	
	②(新線構築物)	2 5 0			1	6	
	③(立体交差化施設)	2 6 0			1	3	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 7 0			1	12	
		2 8 0			1	6	
		2 9 0			1	3	
		3 0 0			5	12	
		3 1 0			1	12	
		3 2 0			1	6	
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0			3	10	
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0			1	3	
	第 11 項 (低床車両)	3 5 0			1	3	
	第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0			2	3	
		3 7 0			3	5	
		3 8 0			3	4	
	第 13 項 (PFI公共施設)	3 9 0			1	2	
	第 14 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0			3	5	
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 1 0			-	-	
	第 15 項 (都市鉄道施設)	4 2 0			2	3	
	第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 3 0			1	2	
		4 4 0			3	5	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (D)	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 5 0	12	25	1	4	
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 6 0			1	2	
		4 7 0			2	3	
		4 8 0			3	4	
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 9 0			1	2	
		5 0 0			2	3	
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0			-	-	
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 2 0			1	2	
	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 3 0			1	3	
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 4 0			2	3	
則	第 25 項	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0			2	3
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0			3	4
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0			3	4
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0			2	3
	第 26 項	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0			1	2
		(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0			3	4
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0			2	3
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0			1	2
	第 27 項	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0			1	2
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0			2	3
		(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0			6	7
		第 28 項 (鉄道耐震補強設備)	6 6 0			2	3
	第 29 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 7 0				2	3
	第 30 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 8 0				2	3

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 新潟県
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (D)	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法 附 則	第 29 項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0	12	25	1	2	
		7 0 0			5	6	
		7 1 0			2	3	
	第 30 項 (無電柱化)	7 2 0			1	2	
		7 3 0			3	4	
	第 33 項 (地域福利増進事業)	7 4 0			2	3	
		7 5 0			3	4	
	第 34 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0			1	2	
	第 35 項 (認定就農者)	7 7 0			2	3	
	(滞在快適性等向上施設)						
第 十 五 条	第 37 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 8 0			-	-	
	第 38 項 (ローカル 5G)	7 9 0			1	2	
	第 39 項 (シェアサイクルポート)	8 0 0			3	4	
	(雨水貯留浸透施設)						
	第 40 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 1 0			-	-	
	第 42 項 (カーボンニュートラルポート)	8 2 0			2	3	
	(先端設備等) R5. 4. 1～R7. 3. 31取得	8 3 0	2,220,001	1	2	1,110,000	
	「830行」のうち、R5. 4. 1～R6. 1. 1取得	8 4 0	738,879	1	2	369,439	
	「830行」のうち、R6. 1. 2～R7. 1. 1取得	8 5 0	1,481,122	1	2	740,561	
	(貸上げ目標設定事業者) R5. 4. 1～R7. 3. 31取得	8 6 0	5,525,371	1	3	1,841,790	
第 四 十 五 条	「860行」のうち、R5. 4. 1～R6. 1. 1取得	8 7 0	1,032,873	1	3	344,291	
	「860行」のうち、R6. 1. 2～R7. 1. 1取得	8 8 0	4,492,498	1	3	1,497,499	
	(貸上げ目標設定事業者) R7. 4. 1～R9. 3. 31取得	8 9 0		1	2		
	(貸上げ目標設定事業者) R7. 4. 1～R9. 3. 31取得	9 0 0		1	4		
	第 44 項 (道路運送高度化事業)	9 1 0		1	3		
	第 45 項 (鉄道豪雨対策)	9 2 0		3	4		
	(JR本州 3社)	9 3 0		2	3		
	合 計	9 4 0	17,749,667	-	-	6,936,380	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準 (B) の特例率 (C)	課税標準 (B) (C)	課税標準 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
				25	27	29	
旧第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12				
		0 1 2 0			3	5	
	旧第3項(公害防止設備)	0 1 3 0	34,960	1	3		11,653
		0 1 4 0	4,158	2	3		2,772
		0 1 5 0			3	4	
		0 1 6 0			1	2	
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 1 7 0	93	3	5		56
		0 1 8 0			1	2	
		0 1 9 0			1	3	
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 1 0 0	1,429	1	2		714
		1 1 1 0			2	3	
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)		1 1 2 0	155,410	2	3		103,606
		1 1 3 0			5	6	
	旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 1 4 0			3	5	
		1 1 5 0			2	3	
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 1 6 0			1	2	
		1 1 7 0			-	-	
	旧第14項(旧国際電信電話(株))	1 1 8 0			3	5	
		1 1 9 0			1	2	
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 1 0 0			2	3	
		2 1 1 0			3	5	
旧第15項(地方卸売市場)		2 1 2 0			4	5	
		2 1 3 0			3	4	
	旧第17項①(立体交差化施設) ②(旧交納付金法附則第19項) ③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 4 0			1	6	
		2 1 5 0			-	-	
		2 1 6 0			-	-	
	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 1 7 0			1	2	
		2 1 8 0			2	3	
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 1 9 0			1	2	
		3 0 0 0			1	2	
	旧第21項(国立大学校舎)	3 0 0 0			1	2	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区分	行番号	決 定 價 格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		課 税 標 準 (A) × (B) (D)		課 税 標 準 (C) (千円)			
			(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	(D)	(C)	(千円)
法附則第十五条	旧 第 29 項 (旧交納付金法附則第17項)	9 3 1 0	12		25	27	29			
	旧 第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 2 0		37,808	1	3		12,603		
	旧 第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	3 3 0				1	3			
	旧 第 36 項 (公共荷さばき施設)	3 4 0				1	2			
	旧 第 36 項 (対象特定電気通信設備)	3 5 0				3	4			
	旧 第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	3 6 0				1	2			
		3 7 0				1	4			
	旧 第 37 項 (立地誘導促進施設)	3 8 0			2	3				
	合 計	3 9 0	233,858		-	-	-	131,404		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分		行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		課 税 標 準 (B) (A) × (D)		課 税 標 準 額 (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(C)	(D)	(C)	(D)
法	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25	1	27	3	29			
附	①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0			1		2				
則	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乘	0 3 0			1		6				
第	②(新線構築物)	0 4 0			1		3				
十	③(新線立体交差化施設)	0 5 0			1		12				
五	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 6 0			1		6				
条	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 7 0			1		12				
の	⑥(青函・本四 新線構築物)	0 8 0			1		6				
二	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	0 9 0			1		12				
項	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 0 0			1		36				
の	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 1 0			1		18				
二	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 2 0			1		72				
項	⑪(変・送電用資産)	1 3 0			1		36				
の	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	1 4 0			1		20				
二	⑬(鉄道耐震補強設備)	1 5 0			1		3				
項	⑭(鉄道豪雨対策)	1 6 0			5		12				
の	⑮(鉄道豪雨対策 (JR本州3社))	1 7 0			1		12				
二		1 8 0			1		6				
項		1 9 0			1		6				
の		2 0 0			3		10				
二		2 1 0			1		3				
項		2 2 0			3		10				
の		2 3 0			1		3				
二		2 4 0			3		8				
項		2 5 0			1		3				

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

法附則第十五条の三	区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(1)	(2)	
				(B)	(C)	
旧道承 交・継 納四国例 金にと るJ 法係 との特 R連 例北 乗、海	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 6 0	12	25	27	29
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0		-	-	
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2 8 0		3	10	
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 9 0		-	-	
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償却資産)	3 0 0		1	2	
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	3 1 0		1	2	
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3 2 0		1	3	
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3 3 0		1	2	
合 計		3 4 0	0	-	-	0

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条、法附則第56条の2等)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)		課税標準額 (D) (千円)
				(C)	(B)	
法附則第56条	第12項（東日本大震災）	9 0 1 0	12	25	27	29
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	9 0 2 0		1	2	
法附則第五十六条の二	旧第3項（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3	
	旧第4項	0 4 0		1	4	
		0 5 0		1	6	
		0 6 0		1	12	
		0 7 0		5	24	
	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	0 8 0		1	12	
		0 9 0	2,360,021	0	0	0
合計		1 0 0	2,360,021	-	-	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

(1) (2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 17,233	21 ³³ 6,626,117
150万以上160万円未満のもの	90200	12 265	21 ³³ 410,694
160万以上170万円未満のもの	90300	12 279	21 ³³ 459,857
170万以上180万円未満のもの	90400	12 256	21 ³³ 447,989
180万以上190万円未満のもの	90500	12 238	21 ³³ 440,511
190万以上200万円未満のもの	90600	12 229	21 ³³ 445,634
200万以上250万円未満のもの	90700	12 976	21 ³³ 2,190,766
250万以上300万円未満のもの	90800	12 700	21 ³³ 1,915,886
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 4,153	21 ³³ 23,226,180
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 1,579	21 ³³ 22,369,986
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 579	21 ³³ 14,161,508
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 1,157	21 ³³ 61,683,846
1億円以上のもの	91300	12 635	21 ³³ 454,508,893
計	91400	12 28,279	21 ³³ 588,887,867
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	12 198
	知事配分分 91600	12 6	21 ³³ 478,593
	法 第 743 条 関 係	91700	12

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

(1)

(2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 7,936	21 2,648,804 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 72	21 111,860 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 86	21 141,691 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 65	21 113,679 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 77	21 142,519 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 58	21 112,923 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 287	21 643,507 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 190	21 519,162 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 809	21 4,176,459 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 162	21 2,195,831 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 29	21 717,840 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 20	21 774,595 ³³
1億円以上のもの	91300	12 3	21 493,807 ³³
計	91400	12 9,794	21 12,792,677 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	21 ³³
	知事配分分 91600	12 21 ³³	
	法 第 743 条 関 係 91700	12 21 ³³	

地方公共団体コード	表番号
1 1 5 1 0 0 9	7 8 1 8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

(1) (2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 9,297	21 3,977,313 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 193	21 298,834 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 193	21 318,166 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 191	21 334,310 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 161	21 297,992 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 171	21 332,711 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 689	21 1,547,259 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 510	21 1,396,724 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 3,344	21 19,049,721 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 1,417	21 20,174,155 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 550	21 13,443,668 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 1,137	21 60,909,251 ³³
1億円以上のもの	91300	12 632	21 454,015,086 ³³
計	91400	12 18,485	21 576,095,190 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	12 198 21 131,093,238 ³³
	知事配分分 91600	12 6 21 478,593 ³³	
	法 第 743 条 関 係 91700	12 21 33	